

○総務省令第六十四号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十日

総務大臣 野田 聖子

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項)  
 第五條の二 法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの(製造された日から起算して十年以内のものに限る。)とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

測定器その他の設備	期間
一 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
二 インピーダンス分析器であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
三 絶縁抵抗計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年
四 発振器であつて、自己較正等機能を有するもの	二年

(登録認定機関の登録の更新)

第六條 「略」

2 第五條の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(技術基準適合認定のための審査等)

第八條 「略」

2 登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

「一 略」

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五條の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

〔新設〕

(登録認定機関の登録の更新)

第六條 「同上」

2 前條の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(技術基準適合認定のための審査等)

第八條 「同上」

「同上」

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

〔三〇七 略〕  
〔三〇七 略〕

(帳簿)  
第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔七・八 略〕  
〔二・三 略〕

(技術基準適合認定のための審査等)

第二十七条 〔略〕

2 承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

〔一 略〕

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

〔三〇七 略〕  
〔三〇七 略〕

(帳簿)

第三十二条 法第一百四十四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の

〔三〇七 同上〕  
〔三〇七 同上〕

(帳簿)  
第十五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔七・八 同上〕  
〔二・三 同上〕

(技術基準適合認定のための審査等)

第二十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

〔三〇七 同上〕  
〔三〇七 同上〕

(帳簿)

第三十二条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った

氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニ該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔七・八 略〕

〔2・3 略〕

(検証等)

第四十一条 〔略〕

2 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニ該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔3 11 略〕

別表第六号 修理の確認の手順(第四十五条第二項第五号及び第四項関係)

修理の確認を要する特定端末機器(以下この表において「確認する機器」という。)について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

〔一 略〕

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

〔1 略〕

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限

年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔七・八 同上〕

〔2・3 同上〕

(検証等)

第四十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニ該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

〔3 11 同上〕

別表第六号 〔同上〕

〔同上〕

〔一 同上〕

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して行う。

三 〔同上〕

〔1 同上〕

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

<p>る。)を使用して試験が行われる)との確認に関する事項</p> <p>③・④ 略]</p> <p>【図・写真 略】</p> <p>様式第 12 号 (第 41 条関係)</p> <p>【略】</p> <p>注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様概要等を記載すること。</p> <p>【2～6 略】</p> <p>7 検証の際に使用した測定器等が第 5 条の 2 の測定器その他の設備であつて、当該測定器等の校正等を行った年月日の翌月の 1 日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が 1 年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、<u>校正等の方法が法第 87 条第 1 項第 2 号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。</u></p> <p>8 【略】</p>	<p>③・④ 図・写]</p> <p>【図・写真 図・写】</p> <p>様式第 12 号 (第 41 条関係)</p> <p>【同左】</p> <p>注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様概要等を記載することとする。</p> <p>【2～6 同左】</p> <p>7 校正等の方法が法第 87 条第 1 項第 2 号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>8 【同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に電気通信事業法第八十七条第一項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けたこの省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。